

第4回公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会 議事概要

1. 日時

平成23年5月24日（火）10:00～11:30

2. 場所

中央合同庁舎2号館16階 観光庁国際会議室

3. 出席者

富田座長、垣本委員、下村委員、高木委員、中島委員、美谷島委員、瀧口委員、東井委員、最勝寺委員、中桐委員、蔵持委員、蛭名委員代理高野氏、渡邊委員代理山田氏、篠原委員代理竹花氏、菅井委員、坪井委員、河原委員、杉本委員代理曾根氏、松元委員代理谷本氏、福田委員代理川島氏

4. 議題

- ①市村政務官挨拶
- ②検討会まとめ（案）

5. 概要

<議題① 市村政務官挨拶>

市村政務官より、公共交通における事故による被害者等やその家族等への支援のあり方について同検討会において2年度にわたり検討いただいたことに対するお礼が述べられるとともに、平成17年の福知山線脱線事故の当日現場でのご家族の方々への対応に関する自らの経験を紹介され、被害者等支援が如何に重要かについての認識を述べられた。その上で、検討会まとめで提言された内容について、着実に実施していきたいので、検討会の委員におかれては引き続きのご助言を頂戴したいとの発言があった。

<議題② 検討会まとめ（案）について>

○全体について

- ・ 被害者等が安心できるために、事故調査と再発防止策の徹底は絶対に必要である。検討会まとめ（案）の中でも、その点がきちんと触れられており、大変評価できる。
- ・ この検討会においては、事故で被害を受けた方、委員の方、有識者の方等にご協力いただき、感謝を申し上げる。第一歩を踏み出せたので、検討会まとめに基づき、今後、具体的な取組みに着手されることが何よりも重要である。それをもとに、改善・発展していくことが期待される。

○「被害者等に寄り添う」という言葉について

- ・ 検討会まとめ（案）では、「被害者等に寄り添う」という言葉が当たり前のように入れられているが、具体的に「被害者等に寄り添う」はどのような意味で用いているのか明確にする必要があるのではないか。
- ・ 2 ヶ年の検討においては、何よりも平成 21 年度のニーズ調査がとても重要であったと認識している。このニーズ調査がベースになっているからこそ、この検討会まとめ（案）ができたと思っている。このように被害者等の想いを丹念に汲み取って被害者等への支援のあり方を検討したこと自体が「被害者等に寄り添う」という言葉に集約されている。
- ・ 過去の事故直後の行政等の対応については「まさか」の連続であった。行政は何もしてくれないと感じた遺族が多かった。「被害者等に寄り添う」という言葉について、書くのは簡単であるが、実行に移すとするととても難しい側面がある。まさしく、この検討会まとめの後、具体的な取組みに着手し、実績を積み上げていくべきものではないか。

○「心のケア」という言葉について

- ・ 「心のケア」について、検討会まとめ（案）においては、中長期における対応との関係では明確ではないが、本来、中長期における対応でこそ必要なのではないか。
- ・ 「心のケア」については、これまで詳細な検討を実施してきたが、今回の検討会まとめ（案）では表現が貧しくなっている。具体的な言葉にしておく必要があるのではないか。
- ・ 現状で「心のケア」は、言葉だけが先行してしまっている気がしている。これは、「心のケア」に関するコーディネータの不在という現実が大きく影響している。遺族は、事故直後に自身の「心のケア」まで気が回っていない。誰かが気がついてつないであげることが重要である。本質的には、遺族にとって「心のケア」が必要にならないような体制を作ってほしい。特に、事故直後に各主体が適切な対応をすることで、被害者などが受けるダメージも軽減される。

○ 被害者等への支援に関する教育研修について

- ・ 支援に当たる国の職員については、被害者等と直接に向き合うことから、被害者等への支援に関する基本的な知識や心構えについて、研修教育を通じて習得することはとても重要。被害者等に関わる担当者の研修と教育はしっかり実施してほしい。また、福知山線事故の際も、警察や消防の方が、被害者の心や遺族になられた方の心の状況が分からなかったが故に、被害者等に大変な傷を与える結果となってしまった。ぜひとも、国の職員のみならず、まず事故直後に対応される警察・消防の方にも教育・研修を実施してほしい。例えば、現場においてトリアージの時に最後の一言「合掌」と書いてもらえるだけでも随分違う。

- 被害者等の支援を確保するための体制の整備について
 - ・ 今後、どのように、市町村などのレベルで身近な窓口で落とし込んでいくかを検討していくことが重要であると認識しているが、その検討の際には、被害者等の当事者も参画して検討を行うべき。
 - ・ 全国どこにいても、被害者等が平等で抜けないサービスが受けられるような体制が重要であると思っている。今後の検討においても、遺族の知恵を活用すべき。
 - ・ 被害者等への支援の確保を行うに当たっては、支援員が被害者等の心情を慮ること、すなわち、「心」を通い合うのが重要であり、それがあって初めて体制を整備する意義が出てくる。決して「体制ありき」であってはならない。NTSB/TDAのチーフの指示に基づいて被害者等への支援を行うことができるのは、法令に基づいて指示ができる仕組みがあるからというよりも、むしろ、そのチーフ自身が「心」を通わせ取り組み、信頼を得ているからだと思う。

○その他

- ・ 今回の検討会まとめにおいて、そこまで触れる必要はないかもしれないが、事故を起こした事業者への「心のケア」も重要である。この検討会の場には相応しくないだろうが、どこかで検討しておく必要がある。事故当事者たる事業者への「心のケア」が適切になされないと、事業者自ら事故の原因究明や再発防止に真摯に対応できなくなるということにも配慮する必要がある。裏を返せば、事業者も含めてのサポート等が最終的には被害者等にとっても適切な支援となり得る。
- ・ 今回の検討会まとめは、震災などにも活用できるのではないかと考えているが、今回の東日本大震災のケースで言えば自衛隊員の方のケア等も必要になるのではないかと。

検討会まとめについては、今回の意見を踏まえ、座長一任で修正を行った上で公表することです承された。